

平成18年6月25日

第21号

素流協 News

平成18年6月25日発行・発行所 岩手県素材流通協同組合 盛岡市菜園1丁目3-6 電話 019(652)7227 / FAX 019(654)8533



下山裕司理事長あいさつ

岩手県素材流通協同組合の第三回通常総会が、平成18年5月29日午後二時十五分から盛岡市駅前北通のホテルメトロポリタン盛岡ニューで開催されました。常務理事に高橋早弓が選任され、事業報告、事業計画など八議案を原案通り承認し、決定したあと、任期満了に伴う役員改選を行い、下山裕司理事長、伊東千賀雄副理事長を再任

下山理事長は「平成十七年度は会員の積極的な出材と国有林材安定供給システム販売の導入により、十万六千立方メートルの実績となりました。これは対計画比百二十三%、対前年度比百九〇%という好結果であり、これもひとえに関係者の皆様のご指導と会員の協力の賜物であり、心から御礼申し上げます。

また、設立三年目に入り事業運営が軌道に乗り始めたやさきの昨年八月、山崎弘専務が急逝され、素流協設立の礎になつた方であり、大変残念であるとともにその功績に対し感謝を申し上げ、冥福を祈りたい。この

回通常総会は、五月二十九日午後二時十五分から盛岡市駅前北通のホテルメトロポリタン盛岡ニューで開催され、事業報告、事業計画など八議案を原案通り承認し、決定したあと、任期満了に伴う役員改選を行い、下山裕司理事長、伊東千賀雄副理事長を再任

下山理事長は「平成十七年度は会員の積極的な出材と国有林材安定供給システム販売の導入により、十万六千立方メートルの実績となりました。これは対計画比百二十三%、対前年度比百九〇%という好結果であり、これもひとえに関係者の皆様のご指導と会員の協力の賜物であり、心から御礼申し上げます。

また、設立三年目に入り事業運営が軌道に乗り始めたやさきの昨年八月、山崎弘専務が急逝され、素流協設立の礎になつた方であり、大変残念であるとともにその功績に対し感謝を申し上げ、冥福を祈りたい。この

“事業量の増加と多様化に対応できる組織へ” 素流協第三回通常総会を開催

岩手県素材流通協同組合の第三回通常総会は、五月二十九日午後二時十五分から盛岡市駅前北通のホテルメトロポリタン盛岡ニューで開催されました。常務理事に高橋早弓が選任され、事業報告、事業計画など八議案を原案通り承認し、決定したあと、任期満了に伴う役員改選を行い、下山裕司理事長、伊東千賀雄副理事長を再任されました。

下山理事長は「平成十七年度は会員の積極的な出材と国有林材安定供給システム販売の導入により、十万六千立方メートルの実績となりました。これは対計画比百二十三%、対前年度比百九〇%という好結果であり、これもひとえに関係者の皆様のご指導と会員の協力の賜物であり、心から御礼申し上げます。

また、設立三年目に入り事業運営が軌道に乗り始めたやさきの昨年八月、山崎弘専務が急逝され、素流協設立の礎になつた方であり、大変残念であるとともにその功績に対し感謝を申し上げ、冥福を祈りたい。この

ようなことから、残された職員も努力し、また、新たに職員も採用して事業を実施してきた。十八年度については、会員との一層の連携を保ちながら事業の進展を図り、十七年度実績の百二十五%にあたる十三万五千立方メートルの数量を計画している。

また、今年度はグリーン購入法に係る合法木材の団体認定制度について、素流協が認定団体になるべく準備をすすめている。平成十八年度も岩手県の林業の一翼を担う素流協として頑張る所存であり、ご指導、「協力を賜りたい」と挨拶した。このあと、高橋早弓常務理事の総会報告、組合功労者に対する表彰行事があつてから、来賓の岸純夫東北森林管理局局長（角樹勇吉青森事務所監査官代読）、千田寿光県農林水産部林務担当技監、小野田富男県森林・林業会議理事長、福崎健三北日本ブライウッド㈱代表取締役社長から、素流協のますますの発展を祈念する旨の御祝辞を頂いたしました。

十八年度事業計画の概要については、次のとおりであります。

I. 基本方針

森林整備の過程で産出される間伐小径材や、素材生産事業において生ずるスギのとび腐れ材のような用途が特定・限定される木材は

販路が少ない事等から低価格となり、採算性が低いために資源の有効活用が十分ではなかった。この

ような針葉樹木材にも近年、合板用材、集成材用材、あるいは土木用材などとして需要がでてきて、業を更に充実させる事によつて安

定供給を図り、需要の安定、拡大を目指すと共に資源の有効活用を図るものとする。また、共同事業の積極的な推進を行い、組合員の経済的地位の向上と組合の経営基盤の強化を目指すものとする。

II. 事業

(1) 共同販売事業等に関する事業

組合員が取り扱う素材の共同

販売および国有林等から購入した素材の販売。合板用素材等(カラマツ・アカマツ・スギ)

・組合員出荷材：十一万立方メートル

・国有林素材(システム販売ほ

計画的・安定的に供給する体制整備に取り組む。

(4) 福利厚生に関する事業

①需給協議会の開催・年四回
②素流協ニュースの発行・年十回

二回

(3) その他

教育及び情報に関する事業

組合員の事業知識、技術の向上

促進・随時

(2) その他

①林業退職金共済事業への加入のことを行う。

か)：二万四千三百立方メートル

上、経営の合理化を図るために次ぎのことを行う。

①労働災害防止活動の指導・随時

合計：十三万四千三百立方メートル
(補助事業)

②業界及び市況に関する情報の提供・素流協ニュース月一回の発行

ヒロシの独白

「日本における住宅の耐用年数について考へること」



日本における住宅の耐用年数、すなわち住宅の代替わり周期は、わずかに三〇年だといいます。これは世界各国における住宅の耐用

年数と比べてみると極端に短いのです。日本建築学会によれば、イギリスの住宅の代替わり周期は一

四年、アメリカは一〇三年、フランスは八五年、ドイツは七九年です。だというのであります。そうする

ては約五倍という耐用年数ですから、日本に比べて外国の住居はおしなべて「丈夫で、長持ちする」というわけであります。わが国のお住居はこのように昔から寿命が短かったのでしょうか。そんなことはありません。今でも日本の田舎に行きますと築八〇年とか百年と

五倍以上、イギリスの住宅に至ついた家が現役で残っているのを

見かけるのであります。わが国の住宅の寿命が短くなつたのは、さかのばること六〇年前、すなわち第二次世界大戦終了後以降に建てられた住宅に見られる現象といつても過言ではないでしよう。その頃のわが国における住宅事情は、戦災による住居の焼失・破壊や外地からの復員・引揚げ者の帰国等によつて顕著な住宅不足に見舞われるといった状況にあつたわけであります。そのため緊急的な住宅需要に早急に対応するべくその当時の住宅建築は、経済的理由や木材不足等ともあいまつて粗製乱造氣味で進められたといつてよいで

しょう。その後もわが国は、経済の高度発展と人口増加に伴う旺盛な住宅需要に対処するために大量の外材を輸入して住宅供給を続けています。誤解と偏見のそしりを恐れずにいえば、戦後の急激かつ大量の住宅不足に伴う即席的住宅建築とその後の必ずしも日本気候風土に適するとはいえない外材使用の住宅建設が現在のわが国の極端に短い住宅寿命といいう結果を生じせしめたのであります。再度言えど、わが国の住宅の「代替わり周期」はわずか三〇年、諸外国の数分の一のレベルであります。私たちはマイホーム購入にあ

たつて、三〇年や三五年という長期住宅ローンを抱えることになるが、そのやつと手にしたマイホームが三〇年しかもたず、ローンを払い終えないうちに住宅の建て替えを検討しなければならないとしたら、「マイホーム所有とは、一体何なのか」ということであります。ただ、これまでの日本の住宅が短い寿命しか持つていらないということを嘆いてもいまさらうにもなるものでもありません。これら建てる住宅の耐用年数を延ばすことを考えることであります。ある専門家に言わせると、日本の住宅は材料に注意を払い、しっかりと

と設計され、きちんと施工されば本来木造住宅であつても五〇、六〇年、いやそれ以上も長持ちするのが普通であるそうです。材料は、日本の気候風土にしつくりと適合する国産材使用が一番理にかっています。最近はエンジニアリング・ウッド、すなわち集成材や合板等がこれまで以上に建築材料に使われるようになりますが、これらも国産材を主体とした製品が多く作られるようになったので、国産材使用のエンジニアリング・ウッドを大いに利用したいものです。

認定団体への取り組みと公表

本年5月29日の理事会にて承認され、同日の第3回通常総会にて報告した認定団体への取り組みについて、ここに「違法伐採対策に関する自主的行動規範」を公表します。

違法伐採対策に関する 自主的行動規範

岩手県素材流通協同組合

制定 平成18年5月29日

採対策に関する自主的行動規範」および「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法伐採された木材は使用

しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえ、当団体は、違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

(違法伐採に対する反対)

1 当団体は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

(政府の取組への協力)

2 当団体は、我が国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

(他の団体との連携)

5 当団体は、違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体およびNGO等との連携を図る。

(合法性等の証明された木材・木製品の普及の促進)

3 当団体は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

(情報の公開)

6 当団体は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

以上

**合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定
実施要領**

岩手県素材流通協同組合

平成18年5月29日 作成

平成18年5月29日 公表

4 林野庁が策定、公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のための事業者の認定」

第一 目的
本実施要領は、当団体が平成18

関連して、「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、当団体の会員事業者の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

年5月29日に作成し、公表した「違法伐採対策に係る自主的行動規範」(以下「行動規範」という。)で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」(以下「実施要領」という。)の内容を定めるものである。

第四 審査及びその結果の通知

1 当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業、木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、木材・木製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第五 事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
(分別管理)

① 合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木製品

(以下「合法木材」という)とそれ以外の木材・木製品(以下「非合法木材」という)を分別して保管することが可能な場所を有していること。

2 審査委員会の運営に関する」とは、別途定めることとする。
3 当団体は審査結果を申請者に通知するものとする。

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「事業者認定申請書」を当団体へ提出しなければならない。

第三 事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「事業者認定申請書」を当団体へ提出しなければならない。

② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材と非合法木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材の入出荷、在庫に
関する情報が管理簿等により把
握できること。

④ 関係書類（証明書を含む）
を5年間保存すること。

（責任者の選任）

出荷先へ引き渡すものとする。
証明書の様式は、別記3で定める「合法性・持続可能性証明書」、又は既存の納品書等に別記3と同等の事項を追加記載することで証明書に代えることがで
きるものとする。

第八 取扱実績報告及び公表

- | 第六 事業者認定書の交付及び公
表 | 1 |
|---|---|
| 当団体は認定事業者に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代 | る「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、当団体へ報告する。 |
| | |

第九 立ち入り検査

- 表者名、住所、団体認定番号、
認定年月日を当団体のホームページ
（作成予定）あるいは刊行物
等に公表するものとする。

2 当団体は、認定事業者からの
報告を取りまとめ、その概要を
公表する。

第七 証明書の発行

- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第九 立ち入り検査

- 表者名、住所、団体認定番号、
認定年月日を当団体のホームページ
（作成予定）あるいは刊行物
等に公表するものとする。

2 当団体は、認定事業者からの
報告を取りまとめ、その概要を
公表する。

適正であるか否かを検査すること

- 第九 立ち入り検査**
事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

けた場合は必要な情報を提供する

あつたとき

第十 認定事業者の取り扱い

- など当団体に協力しなければならない。

② 認定事業者から認定の取消申請があつたとき。

③ 認定事業者が認定事業体の

卷三

この実施要領は、平成18年5月29日から施行する。

落穂拾

定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられ

卷三

この実施要領は、平成18年5月29日から施行する。

取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

△ある経済雑誌の記事で結構有名な企業経営者が、企業の成長を阻む「三つの罠」として、(権限委譲の遅れ)、(過大投資)、(組織の慢心)を挙げている。

まず最初の(権限の委譲の遅れ)であるが、その経営者の経験則として、「1・3の法則」というのがあって、例えば、一人、三人、十人、三十人、百人、三百人…といった人数が節目になるという。この

線が下がつたままで上昇に転じなくなるという。この1と3という数字は、店舗数や売上高などにおいても節目・転機になるという。例えば、「店舗数が1から3に増えれば、身内以外の人物にお金を預けるかどうかの決断を迫られる。10店になれば、人材の採用も任さなければならぬ。30店になれば、自らの規模が拡大している時期は、自

平成18年5月分の販売実績 (組合員からの出荷分)

ホクヨーブライウッド(株)、北日本ブライウッド(株)の2社に出荷した組合員からの合板用丸太の5月の販売実績は下記の通りです。

ゴールデンウィーク中の丸太の受人が制限された影響もあり、ホクヨー5,342m³、北日本3,183m³となり2社合計で8,525m³とやや減少しました。4月に続いてアカマツの出荷が旺盛でこの2ヶ月で3,710m³の出荷となり、昨年の1,540m³に比べると2.4倍です。

項目	長級	径級	販売先		計	累計	出荷割合		
			ホクヨーブラ イウッド	北日本ブ ライウッド			樹種毎	樹種毎	長級毎
			m	cm			m ³	m ³	%
スギ	1.9	14上	1,621		1,566	3,187	6,682		58.5
	4.0	14上	1,404		781	2,184	4,748		41.5
	計		3,025		2,346	5,371	11,430	60.7	100.0
カラマツ	1.9	14上	1,389		304	1,693	3,783		98.6
	4.0	14上	0		26	26	54		1.4
	計		1,389		330	1,719	3,837	20.4	100.0
アカマツ	1.9	14上	879		359	1,238	3,123		88.0
	4.0	14上	49		147	196	425		12.0
	計		928		506	1,435	3,548	18.9	100.0
合計			5,342		3,183	8,525	18,816	100.0	100.0

平成18年5月分の販売実績 (国有林材システム販売からの出荷分)

ホクヨーブライウッド(株)、北日本ブライウッド(株)の2社に出荷したシステム販売による合板用丸太の5月の販売実績は下記の通りです。

青森県と岩手県から、ホクヨーへは603m³、北日本へは235m³となり、合わせて838m³となりました。

項目	長級	径級	販売先		計	累計	出荷割合	
			ホクヨーブラ イウッド	北日本ブ ライウッド			樹種毎	樹種毎
			m	cm			m ³	m ³
スギ	1.9	14上	334		158	492	1,458	68.8
カラマツ	1.9	14上	269			269	499	23.6
アカマツ	1.9	14上			78	78	162	7.6
合計			603		235	838	2,119	100.0

分と同じような意思決定ができる
「第2の自分」を育てて権限を委譲していかなければ、組織が回らなくなる」というのである。権限委譲の遅れは、企業・組織の成長に致命傷となる。

次に、〈過大投資〉のワナであるが、一例を挙げると「企業のデジタル化の過信」である。近年、各企業は、多大の投資を行なってパソコンおよび自動化システム・情報化システムを導入しているが、

例えば、店舗や商圈の基本データとなる数値をパソコンに入力するだけで、新規出店する店舗の業績予測から投資回収期間の見込みまで、自動的に見積もることができ

足を運ばなくとも、机上の計算だけで店舗や商圈のことを知った気になってしまふのである。数値の意味を理解しないままシステムに頼りきりになる、さらには、現場の職員までもがシステムに頼りき

り、頭を使わなくなってしまうことになる。このことは、どの企業にも起り得るシステム万能主義の落とし穴である。理想的な目的を掲げて投資したことか逆に企業の弱みに転じることがあるのである。最後の〈組織の慢心〉というワナであるが、その経営者は以前から「ダメな会社の3条件」という考え方を、自らを戒める意味もこめて心に留めているとして「美人秘書」「高級外車」「立派な本社ビル」

を挙げている。その理由として、「どれもお客様のためにあるのではなく、自分たちが満足するためにある。それらが会社にあるということ（美人秘書・高級外車・立派な本社ビル）は、お客様にサービス等を提供して対価を頂く立場にある我々が、客になることである」と言っている。さてさて、わが素流協はこれから成長する組織なので上記3条件には十分に気をつける必要があるのでないか!?